

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成 28 年 5 月 13 日

収支等命令者

佐賀県総務部情報・業務改革課長 武 富 靖 嘉

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県空中写真撮影及び写真地図作成業務
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

## 2 入札参加者の資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者とする。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。  
ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 本業務で使用するデジタル航空カメラを保有していること。
  - (7) 測量法（昭和24年法律第188号）に基づく「測量業者」の登録を受けていること。
  - (8) 本業務実施部門において情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001）の認証及びプライバシーマーク（JIS Q15001）を取得していること。
  - (9) 過去5年以内に公共測量として、デジタル航空カメラによる空中写真撮影及び写真地図作成を行った官公庁との履行完了実績について、撮影面積1,000km<sup>2</sup>以上で地図情報レベル1000以上の撮影実績を元請として有する者であること。
  - (10) 本業務の実施にあたり、主任技術者として測量法に基づく測量士の有資格者を配置できること。
  - (11) 本業務の実施にあたり、照査技術者として空間情報総括監理技術者の有資格者を配置できること。
  - (12) 佐賀県空中写真撮影及び写真地図作成業務仕様書に定める要件を満たす成果品の納入が可能であること。

### 3 入札手続に関する事項

#### (1) 担当課

佐賀県総務部情報・業務改革課情報監理担当（新行政棟 5 階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7038

F A X 番号 0952-25-7299

電子メールアドレス network@pref.saga.lg.jp

#### (2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

平成 28 年 5 月 13 日（金）から同月 31 日（火）まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

#### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書類を(1)の担当課まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

イ 提出期限 平成 28 年 5 月 31 日（火）

ウ 提出された書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認められる者を入札の参加者（以下「入札者」という。）とする。

エ 入札参加資格の確認結果は、平成 28 年 6 月 14 日（火）までに通知する。

なお、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を同月 16 日（木）までに(1)の担当課に書面で請求することができる。

#### (4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて次のいずれかの場合に該当することと

なったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(5)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(5)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ その他本件業務委託契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札書の提出方法

(6)の場所に直接持参し、又は(1)の担当課に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、平成28年6月23日(木)午後5時必着とする。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年6月24日(金)午前10時

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟 10階 101号会議室

(7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、同条第3項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

落札者は、県及び 18 市町の財務関係規定に基づき、契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし県及び 18 市町の一部減額・免除規定に該当するときは各自治体での規定に準拠する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札保証金が(7)のアに規定する金額に達しない者

カ 1人で2以上の入札をした者

キ 代理人でその資格のないもの

ク 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(9) 入札方法に関する事項

入札金額は、本委託に係る委託料から販売権譲渡による節減効果を加味した後の総額を記載すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 108 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 108 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

(10) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることは

できない。

(11) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(12) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(13) 再度入札に関する事項

第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札は3回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(14) 契約条項を示す場所

(1)に同じ

4 その他

(1) 入札及び契約の手続並びに契約の履行において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要（県及び18市町と個別に契約）

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報

その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
- (6) 本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び規則の定めるところによる。
- (7) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (8) 本入札に係る契約については、入札結果に基づき落札業者と県及び18市町との間で個別に契約締結するものとする。

## 5 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

Aerial Photography and Digital Ortho-photo Mapping Services in Saga Prefecture .

- (2) Fulfillment period:

From the day the contract is signed to March 31, 2017.

- (3) Access to tender instructions:

Download from the Saga Prefecture website:

<http://www.pref.saga.lg.jp/> (Available Friday, May 13, 2016 to Tuesday, May 31, 2016)

- (4) Time and location for the opening of bids and tenders:

Time: 10:00 am, Friday, June 24, 2016

Location: Conference Room 101 (10th floor), New Administrative Building, Saga Prefectural Government 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga

Prefecture, 840-8570, Japan

Tender Submission: All tenders must be submitted in person or by mail. If sending by mail, tenders must be sent by registered post and received by 5:00 pm, Thursday, June 23, 2016.

(5) Contact information:

Information Supervision Division

General Affairs department

Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel: 0952-25-7038 Fax: 0952-25-7299